ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要

三　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項の規定により読み替えて適用する法第百十六条の二第二項第三号の業務に係る次に掲げる事項

イ　国立研究開発法人情報通信研究機構から通信履歴等の電磁的記録の提供を受けた日時

ロ　イの通信履歴等の電磁的記録の項目

ハ　イの通信履歴等の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称

ニ　ハの通知を行つた日

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第三十二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第四条**　［略］ ［２～９　略］	（定義） **第四条**　［同上］ ［２～９　同上］